

## 技術者倫理

### 教育・資格の国際的認証と法律の基本

都市工学科教授  
皆川 勝

## 教育・資格の標準化—ABET, JABEE—

- × 米国ABET(Accreditation Board for Engineering and Technology):米国工学技術（教育）認定機構の設立（1934年）
- × ワシントン・アコード(Washington Accord)による、加盟団体認定の教育の相互認証の開始（1989年）
- × 日本技術者教育認定機構JABEE(Japan Accreditation Board of Engineering Education)設立
  - + 技術士資格と工学教育の関連強化（1999年）
- × 日本がワシントン・アコードに加盟（2001年）

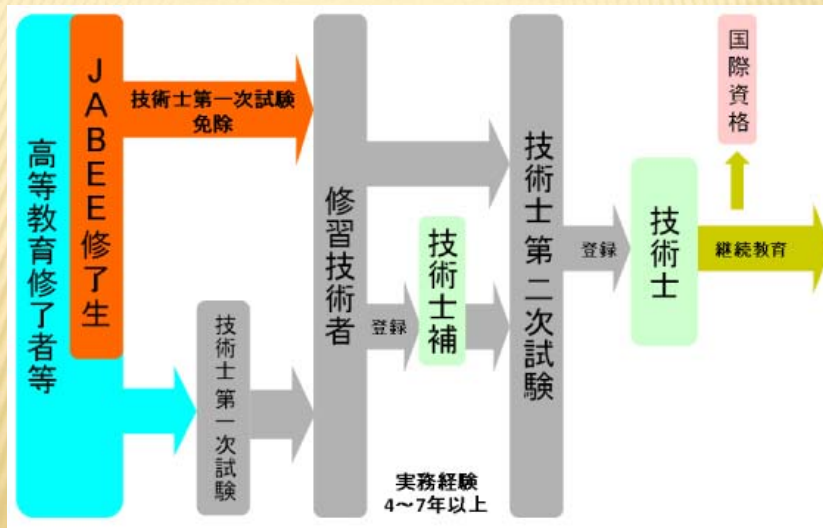
## 教育・資格の標準化—APECエンジニア—

- × APEC(Asia Pacific Economical Cooperation Conference:アジア太平洋経済協力閣僚会議)によるエンジニア資格審査開始（1996年）
- × APEC7か国でAPECエンジニア審査登録開始（2000年）
  - + 日本：技術士（土木分野）、一級建築士（構造分野）が対象
  - + 現在、11分野で技術士対応
    - × Civil, Structural, Geotechnical, Environmental, Mechanical, Electrical, Industrial, Mining, Chemical, Information, Bio

## 教育・資格の標準化—技術士資格—

- × 米国P.E.(Professional Engineer)：州毎のコンサルティングエンジニアの専門資格（1907年）
- × 英国CEng.(Chartered Engineer)：Engineering Council UKが認定（1981年）
- × 技術士：「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した人に付与する称号。国が科学技術に関する高度な応用能力を認定
  - + 建設、上下水道、地質部門などでは、建設コンサルタント登録の条件となるなど、業務独占資格。他の分野での認知度は高くない。

## 教育・資格の標準化 —技術士とJABEE—



JABEEホームページより引用

## 教育・資格の標準化 —東京都市大学では—

✖ 都市工学科：2004年5月に「土木および土木関連分野」で認定取得。2002年度以降の本学科卒業生は、技術士1次試験免除、技術士補の資格取得可能

✖ 情報科学科：2007年5月に「コンピューティングとメディア工学プログラム」が「情報および情報関連分野」でJABEE認定取得。2006年度以降の卒業生のうち同プログラム修了生は、技術士1次試験免除、技術士補の資格取得可能

## 法律の基本 —民法と刑法—

	刑事事件	民事事件
一般的な呼称	紛争	犯罪
目的	被害者の損害補填、権利回復	加害者への制裁、再発予防
対象行動	故意・過失	故意のみ
結果の発生	必須	必須でない
訴追の形式	私人間の訴え	国家が私人を訴え
被訴追人	個人	個人・法人

## 法律の基本 —民法・刑法の根幹的条文—

✖ 民法における倫理の根幹をなす第1条

- + 第1項 福祉のための私権
- + 第2項 信義誠実の原則
- + 第3項 権利濫用の禁止

✖ 民法による不法行為の規定

- + 709条：故意・過失により他人の権利侵害した者は、損害賠償責任

✖ 刑法による業務上過失致死傷等の規定

- + 211条：業務上必要な注意怠慢・重大な過失により人を死傷させたとき、懲役もしくは禁錮または罰金

## 法律の基本 — 法律・倫理に関する重要な用語 —

- × 情報公開：disclosure
  - + 市民への税金の使途、株主等への経営状況
- × 知る権利：right-to-know
  - + 一般市民の権利
- × 忠実義務：duty of loyalty
- × 注意義務：duty of care
  - + 株主と経営陣、市民と役所
- × 説明責任：accountability
  - + 理由や内容の説明
- × 立証責任または証明責任：burden of proof
  - + 相手方あるいは第三者を納得させる説明行為

## 法律の基本 — 製造物責任法 —

- × 製造販売上の責任：瑕疵担保責任と製造物責任
- × 製造者の過失を消費者が証明することなしに、製造者にその損害賠償を負わせることができる。
- × 米国：1960年代に判例上確立し、法整備。
- × 欧州：1985年にEU理事会指令採択、国内法へ
- × 日本：1995年に製造物責任（PL）法を施行
  - + 対象となる欠陥：設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥
  - + 欠陥により、生命・身体・財産を侵害したとき賠償
  - + 免責事由（不可知な欠陥）、期間の制限（3年で時効）